

## 第1章 寒川町みどりの基本計画見直しの考え方

### 1-1 みどりの基本計画見直し方針

寒川町（以下、本町という。）では、都市のみどりの保全と緑化の推進を図るため、平成8年に「寒川町緑の基本計画」を策定しました。

「寒川町緑の基本計画」策定から今日までの間25年が経過し、全国的な少子高齢化や人口減少など社会構造の転換期を迎えるとともに、地球温暖化等の環境問題の顕著化、また生物多様性の保全や景観に対する意識の高まりなど、みどりを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。さらに、根拠法である「都市緑地法」の改正や神奈川県による「かながわ生物多様性計画」の策定など、法制度等の面からも変化が生じています。

また、本町では「寒川町総合計画 2040」「寒川町都市マスタープラン」「第3次寒川町環境基本計画」の策定などが行われるとともに、さがみ縦貫道路全線開通やツインシティのまちづくり等、本町を取り巻く環境も大きく変化しており、今後のまちづくりの方向性を見据えたみどりの方策が必要となっています。

そこで、このようなみどりを取り巻く社会情勢や各種計画等の変化に対応しつつ、町内のみどりの現状や町民意識、さらにはこれまでに実施した施策の検証を踏まえた新しい時代にふさわしい計画とするため、「寒川町みどりの基本計画」の見直しを行いました。

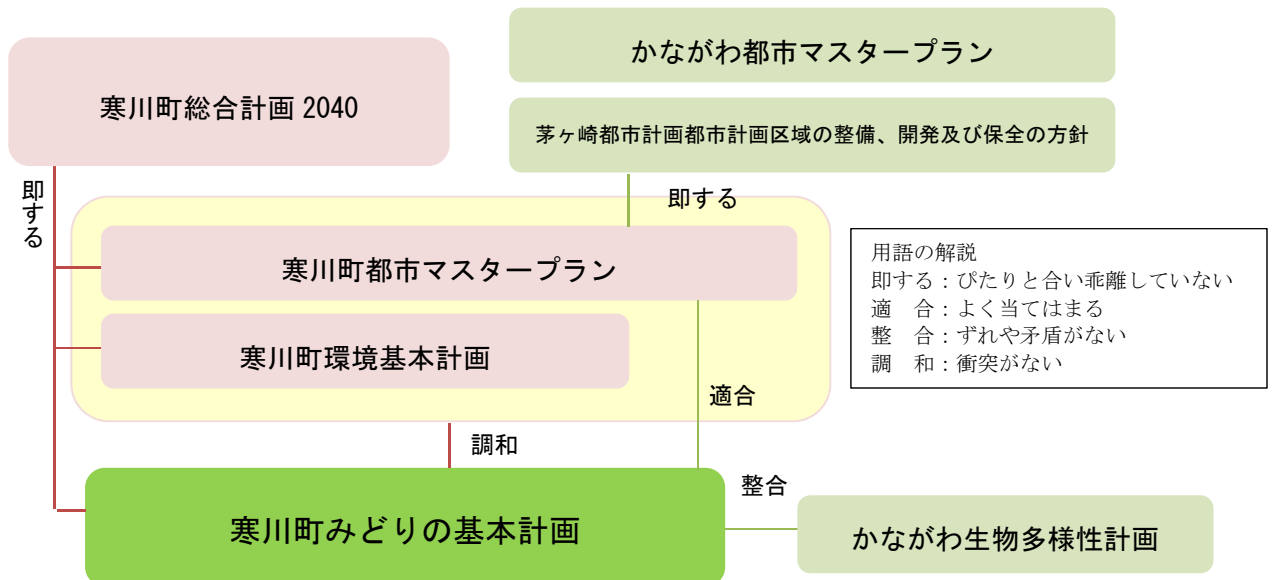
### 1-2 計画の基本条件

#### (1) みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている法定計画であり、主として都市計画区域内における市町村のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。計画の策定にあたっては市町村が主体となって住民の意見を十分に反映させることとし、策定後に公表することが義務付けられています。

#### (2) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「寒川町総合計画 2040」に即するとともに、「寒川町都市マスタープラン」に適合し、また、「第3次寒川町環境基本計画」などと調和を図っています。広域的な視点として「かながわ生物多様性計画」との整合及び「かながわ都市マスタープラン」「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との適合も図っています。



## (2) 対象となるみどり

本計画で対象とするみどりは、日常生活で私たちの身近にある次のような様々な「みどり」を対象としています。

<p><b>都市公園等のみどり</b></p> <p>さむかわ中央公園や地域の街区公園など</p>	<p><b>公共施設のみどり</b></p> <p>街路樹、小中学校の植栽地など</p>	<p><b>住まいのみどり</b></p> <p>生垣、庭木など</p>	<p><b>民間施設のみどり</b></p> <p>工場の緑、神社仏閣の緑など</p>	<p><b>水辺のみどり</b></p> <p>相模川、目久尻川、小出川などの水辺や水路など</p>	<p><b>農地や樹林地のみどり</b></p> <p>田畑、植林地、雑木林、屋敷林など</p>
---	--	--------------------------------------	---	--	--

### ◆みどりの役割

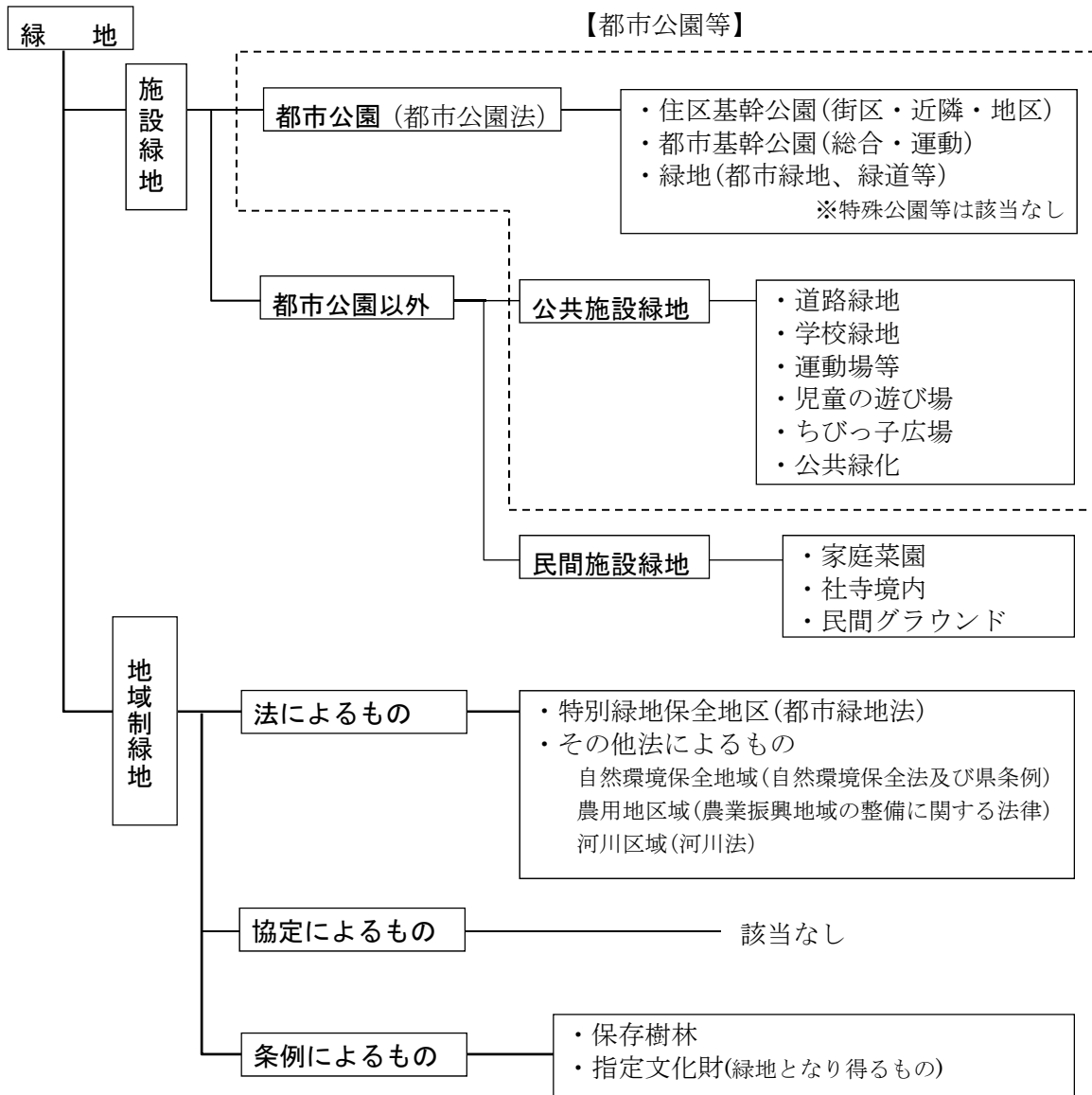
みどりは、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創り出し、安全・安心に暮らすために不可欠なもので、次のような役割を持っています。

<p><b>都市環境の維持・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO<sub>2</sub>の吸収、大気の浄化</li> <li>・ ヒートアイランド現象の緩和</li> <li>・ 騒音の緩和 など</li> </ul>	<p><b>生物多様性の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な生物の生育生息環境</li> <li>・ 生物の移動空間の確保</li> <li>・ 生物生態系の維持 など</li> </ul>
<p><b>防災・都市の安全性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の避難地</li> <li>・ 延焼の防止</li> <li>・ 洪水や土砂崩れの防止 など</li> </ul>	<p><b>健康・レクリエーション活動の場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休養、散策</li> <li>・ 自然とふれあう機会の提供</li> <li>・ 季節感、心のやすらぎ など</li> </ul>
<p><b>景観の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寒川らしいまち並み景観・美しい住環境創出</li> <li>・ 寒川神社や田園、相模川などの河川景観など郷土の原風景の形成</li> </ul>	<p><b>生産活動の基盤</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業の生産活動の基盤</li> </ul>



**(3) 計画の対象となる緑地**

本計画の対象となる「緑地」は以下の通りです。



- その他のみどり** 上記以外のみどり。
- ・小規模、公開性に乏しいみどり（個人の生垣、庭の植栽など民間建築物の敷地内のみどりなど）。
  - ・持続性が担保されていない樹林、農地等のみどり。

**(4) 計画の対象となる期間**

本計画の対象となる期間は、おおむね20年後の2040年までとします。